

○厚生労働省令第十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

「第八

第九

目次中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に、「第五十四条」を「第五十六条」に、

第九

第九

章の二 知的障害児通園施設（第五十五条―第五十九条）

章 盲ろうあ児施設（第六十条―第六十三条）

章の二 削除

「第八章の二 医療型障害児入所施設（第五章 盲ろうあ児施設（第六十条―第六十三条）

を 第八章の三 福祉型児童発達支援センター

章の三 肢体不自由児施設（第六十八条―第七十一条）

第八章の四 医療型児童発達支援センター

章の四 重症心身障害児施設（第七十二条・第七十三条）

十七条―第六十一条）

（第六十二条―第六十七条）に、「第九章の五」を「第九章」に、「第七十四条」を「第七十二条」に改

（第六十八条―第七十一条）

める。

第一条第一項第一号中「第七十五条、第七十五条の二第一項」を「第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項」に改め、同項第二号中「第七十四条第一号」を「第四十八条第一号（居室に係る部分に限る。）及び第七号（面積に係る部分に限る。）」、第五十七条第一号（病室に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）、第二号（面積に係る部分に限る。）」

る部分に限る。)及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。)、第七十二条第一号」に改め、同項第三号中「並びに第七十四条第一号」を「、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)」及び第六号(調理室に係る部分に限る。)、第六十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)」並びに第七十二条第一号」に改め、同項第四号中「及び第八章から第九章の四までの規定による基準」を削る。

第十二条の二中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改める。

第十四条の三第二項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める。

第三十二条第五号中「以下同じ」を「次号及び第九十四条第二項において同じ」に改める。

第四十一条第六号中「設備」の下に「(以下「職業指導に必要な設備」という。)」を加える。

「第八章 知的障害児施設」を「第八章 福祉型障害児入所施設」に改める。

第四十八条第一項各号列記以外の部分中「知的障害児施設(自閉症を主たる症状とする児童を入所させる

知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）を「福祉型障害児入所施設」に改め、同項第一号中「施設にあつては、医務室を」を「施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を」に改め、同項第五号を削り、同項中第四号を第九号とし、第三号を第八号とし、第二号を第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 浴室及び便所の手すり並びに特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

第四十八条第二項及び第三項を削る。

第四十九条第一項中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設」に、「及び調理員」を「、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、「精神科」の下に「又は小児科」を加え、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及

び第七項を削り、同条第八項中「第二種自閉症児施設」を「主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設」に、「第一項から第五項までの」を「第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第四十九条第四項の次に次の二項を加える。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。

第四十九条第九項を削り、同条第十項中「自閉症児施設」を「主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の八項を加える。

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。
- 14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第五十条及び第五十一条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改める。
第八章の二から第九章の二までを削る。

第五十四条中「知的障害児施設」を「主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設」に改め、第八章中同条を第五十五条とする。

第五十三条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「知的障害児施設」を「福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（入所支援計画の作成）

第五十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、

その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

第八章中第五十五条の次に次の一条を加える。

(入所した児童に対する健康診断)

第五十六条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第九章の三の章名中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同章を第八章の二とする。
第六十八条各号列記以外の部分中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同条第一号中「肢体不自由児施設（次号及び第三号に掲げる施設を除く。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）

」を「医療型障害児入所施設」に改め、「ギブス室」、「屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備」及びただし書を削り、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

第六十八条を第八章の二中第五十七条とする。

第六十九条第四項から第九項までを削り、同条第三項中「肢体不自由児施設」を「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「肢体不自由児施設」を「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設」に改め、同項を同条第四

項とし、同条第一項中「肢体不自由児施設」を「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設」に、「医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士」を「第一項に規定する職員」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

第六十九条に次の二項を加える。

6 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせ

わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

第六十九条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（心理学的及び精神医学的診査）

第五十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。

第七十条中「肢体不自由児施設」を「主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設」に改め、同条を第六十条とする。

第七十一条の見出しを「（児童と起居を共にする職員等）」に改め、同条第一項中「肢体不自由児施設における」を「医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、」に、「肢体不自由児施設の」を「医療型障害児入所施設の」に、「第五十条、第五十一条及び第五十三条」を「第四十六条、第五十条、第五十一条及び第五十四条」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「前項のほか、肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施

設の長の計画の作成」に、「第四十六条」を「第五十二条」に改め、同条を第六十一条とする。

第九章の四を削る。

第八章の二の次に次の二章を加える。

第八章の三 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第六十二条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター(主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。)の指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とす

ること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とする
こと。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並
びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(職員)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主
として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託
医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要
な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をい
う。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を

、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(生活指導及び計画の作成)

第六十四条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第五十条第一項及び第五十二条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第六十五条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

（入所した児童に対する健康診断）

第六十六条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

（心理学的及び精神医学的診査）

第六十七条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第五十五条の規定を準用する。

第八章の四 医療型児童発達支援センター

（設備の基準）

第六十八条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十九条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第七十条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十二条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第七十一条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護

者等との連絡及び計画の作成については、第五十条第一項、第五十二条及び第六十五条の規定を準用する。
第九章の五を第九章とする。

第九章中第七十四条を第七十二条とし、第七十五条を第七十三条とし、第七十五条の二を第七十四条とし、第七十六条を第七十五条とし、第七十六条の二を第七十六条とし、第七十六条の三を第七十六条の二とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第

四十二条に規定する知的障害児施設又は旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第四十八条第七号の規定を適用する場合には、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする」とあるのは「三・三平方メートル以上とすること」とする。

第三条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと

を除く。)については、当分の間、新基準第四十八条第七号から第九号までの規定は、適用しない。

第四条 この省令の施行の際現に存する旧児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）であつて、整備法附則第三十四条第二項の規定により新児童福祉法第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する新基準第六十三条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」と、同条第六項中「言語聴覚士及び」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）及び」と、「言語聴覚士の数は、四人」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人」とする。

（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第七十五条第四項」を「第七十三条第四項」に改める。